④ 「基準水量」は1,200㎡

■背景

- ・大口需要者の地下水採取
- ・人口減少による有収水量の減少



口径別料金制度の導入(R3.4.1施行予定)

⇒ 口径に応じた維持管理費用の負担



大口需要者割引制度(案)

■目的

- ・地下水利用者の水道使用への回帰
- ・大口需要者の水需要の喚起

■内容

大口需要者の水道使用水量の実績に基づき、個別に基準となる水量(以下「基準水量」という。) を設定し、基準水量を超えて使用した部分の従量料金単価を割引

■他市事例

主な制度内容	導入している市	参考ポイント
使用者ごとに個別の基準水量	北九州市、	個別に基準水量を設定するため、設定方法によ
を設定し、基準水量を超えて	大分市、	って、過去の水道使用の実績を超える部分(こ
使用した部分の使用水量に対	岡山市等	れまで料金収入となっていなかった部分) への
して割引を適用		割引適用であり増収につながる。
一律に基準水量を設定し、基	流山市	基準水量に満たない場合は基準水量分の料金
準水量を超えて使用した部分		を徴収することとしており、一定の増収効果は
の使用水量に対して割引を適		あるが、一律に基準水量を設定するため、過去
用		(割引制度導入前) に料金収入となっていた部
		分への割引適用となり、減収につながる。

以下の点から、前者を採用

- ・大口需要者側にデメリットがない
- ・上下水道局側に減収リスクがない
- ・一定の増収効果の実績が出ている(R1.11 北九州市、大分市を視察)

■適用イメージ 制度内容 (例) ・利用条件:制度利用開始前10年間に3,000m/月以上の市水使用実績 が1月以上あること。 ・基準水量:制度利用開始前1年間の内、最大使用月の水量 (ただし、最大使用月の水量が1000mi未満の場合は1000miとする。) 基準水量を超えた部分に対して割引 ※具体的数値は、制度適用の流れを説明するための例であり、今後の検証により決定しま (割引率:50%) 100㎜□径の場合 [基準水量の算定と割引適用範囲] 1001m~3000m 使用水量 (㎡) 321円/㎡ ⇒ 160円/㎡ ↑ → ①市水利用開始 → ②地下水利用開始 —▶③制度利用開始 3001㎡∼ 327円/㎡ ⇒ 163円/㎡ ④ 直近1年間の最大使用水 量を<u>「基準水量」</u>とする。 〈想定する大口需要者の例〉 • 使用口径: 100mm ① 10年前より市水を利用開始 ② 5年前より地下水利用を開始 ③ 割引制度を利用し、市水へ回帰

■制度導入の効果

・大口需要者にとって

(10年前)

⇒ 割引制度利用前の使用水量以上の部分について**割引を適用されることによる経費節減**

(1年前)

直近1年の使用実績が対象

(制度利用開始年)

- ・上下水道局にとって
- ⇒ 割引制度利用前の使用水量分は正規料金で回収するため、減収はなく、

供給水量の増加分に対する増収

(5年前)

■今後のスケジュール

令和2年度	8月~12月	大口需要者への個別訪問によるヒアリング等を通 じた制度案の検証
	11月~3月	システム改修・個別周知等、割引制度導入に向けた 準備
令和3年度	4月	新水道料金制度と合わせた割引制度の導入